

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 原 田 一 之 (コード番号 9006 東証第1部) 問合せ先 総務部広報課

(TEL: 03-3280-9122)

#### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の件を平成27年6月26日開催予定の第94期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 変更の目的

- (1) 国内外における当社グループの認知度向上を図るため、当社商号の英文表示を定款の記載事項とするよう、定款第1条の規定を変更するものであります。
- (2) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、定款第18条の規定を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施 行されたことに伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、定 款第 25 条および第 34 条の規定を変更するものであります。

なお、定款第25条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

# 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

現行定款 変更案 (商号) (商号)

第1条 本会社は, 京浜急行電鉄株式会社と 称する。

# (議長)

第18条 株主総会の議長は、取締役社長こ れに当たり,取締役社長に事故あるときは 取締役副社長,取締役副社長に事故あると きは他の取締役中の1人がこれに当たる。

<新設>

## (社外取締役との責任限定契約)

第25条 本会社は、会社法第427条第1項 の規定により、社外取締役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額は、法 令が規定する額とする。

## (社外監査役との責任限定契約)

の規定により、社外監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額は、法 令が規定する額とする。

第1条 本会社は, 京浜急行電鉄株式会社と 称し, 英文では Keikyu Corporation と表 示する。

## (招集権者および議長)

第18条 株主総会は、取締役社長が招集し、 議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは, 取締役 会においてあらかじめ定めた順序に従い, 他の取締役が招集し、議長となる。

#### (取締役との責任限定契約)

| 第 25 条 本会社は,会社法第 427 条第 1 項 の規定により,取締役(業務執行取締役等 であるものを除く。) との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令が規 定する額とする。

#### (監査役との責任限定契約)

第34条 本会社は、会社法第427条第1項 第34条 本会社は、会社法第427条第1項 の規定により、監査役との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は, 法令が規 定する額とする。